

R4.6.21改正 最低制限価格制度の改正について【概要版】

制度の概要について

①対象となる入札

那珂川町が行う下記の入札案件が対象となります。

「すべての建設工事」 ただし、低入札価格調査制度の適用を受けるものは除く。

「施設維持管理業務委託」(積算体系が建設工事と同じものに限る)

「その他、町長が特に必要と認める競争入札」

②最低制限価格の算定方法

8月1日以降に入札の公告または入札の通知をするものから、最低制限価格の算定式を以下の通り改正します。

1)土木工事

最低制限価格 = 直接工事費 × ① + 共通仮設費 × ② + 現場管理費 × ③ + 一般管理費 × ④

係数	改正前	R4.6.21 改正後
①	10分の9.5	10分の 9.7
②	10分の10.0	10分の 9.0
③	10分の8.0	10分の 9.0
④	10分の3.0	10分の 6.8
設定範囲	上限値: 予定価格 × 0.90 下限値: 予定価格 × 0.70	上限値: 予定価格 × 0.92 下限値: 予定価格 × 0.75

2)建築工事及び設備工事

最低制限価格 =

【改正前】 直接工事費 × 0.9 × ① + 共通仮設費 × ② + 現場管理費 × ③ + 一般管理費 × ④

【改正後】 直接工事費 × 0.9 × ① + 共通仮設費 × ②

+ (現場管理費 + (直接工事費 × 0.1)) × ③ + 一般管理費 × ④

係数	改正前	R4.6.21 改正後
①	10分の9.5	10分の 9.7
②	10分の10.0	10分の 9.0
③	10分の8.0	10分の 9.0
④	10分の3.0	10分の 6.8
設定範囲	上限値: 予定価格 × 0.90 下限値: 予定価格 × 0.70	上限値: 予定価格 × 0.92 下限値: 予定価格 × 0.75